

徳島県告示第百九十四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出
 があつた。
 平成二十八年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社夢	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	ヘルパーステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の九	訪問介護	平成二十七年十二月二十五日	平成二十八年二月一日
株式会社エクセレントケアシステム	同 南矢三町一丁目四〇三番五	ヘルパーステーションエクセレント城西	同 南矢三町一丁目四〇三番五	同	平成二十八年一月二十九日	同 二十九日
有限会社徳島けんこう企画	同 吉野本町二丁目二〇番地一七	デイサービスセンター健康まゆやま	同 八万町中津浦一一三番地	通所介護	同 十三日	同
特定非営利活動法人ほっこりタイム	板野郡北島町江尻字妙蛇池三六二	ほっこりタイム	吉野川市鴨島町鴨島四五四八	同	同 二十九日	同
医療法人松風会	小松島市和田島町字浜塚一三二番地三	江藤病院	小松島市和田島町字浜塚一三二番地二	訪問看護	同 二十八日	同